

小さな掛金であなたの幸せをお包みします

商工貯蓄共済

ご相談は最寄りの市町村商工会へ



青森県商工会連合会

商工貯蓄共済とは？

■ 制度のあらまし

この制度は商工会の事業として国から認められ



の3つを組み合わせた、**商工会員（家族、従業員を含む）**のための共済制度です。

家族・従業員および商工会関係者の福祉の向上や退職慰労金などの資金、お子様の就学・結婚準備資金など、**あなたの生活と企業の安定**を図るためのものです。

商工貯蓄共済に追加加入で病気やけがによる入院、手術に対する保障を追加!!

商工貯蓄共済医療保障特約型

◆加入者の資格

商工会の会員および、その役員・家族・従業員

◆被共済者資格

商工貯蓄共済の被共済者で、契約日現在において満6歳から65歳までの健康な方

◆保障内容

	日額 5,000円プラン	日額 10,000円プラン
入院給付金	1日あたり5,000円 1入院120日限度、通算入院限度日数1,095日	1日あたり10,000円
手術給付金	手術の内容により 5万、10万、20万	手術の内容により 10万、20万、40万
無事故給付金	5年ごと5万円	5年ごと10万円
先進医療	先進医療の技術にかかわる費用に応じて通算1,000万円まで 病気や不慮の事故等により先進医療をうけられたとき	

簡単

安心

加入できる方

商工会員及び家族、従業員で年齢6歳(5歳7ヶ月)から65歳(65歳6ヶ月)までの健康な方。

注意)次の方は加入できません。

- ◆加療中の方
- ◆妊娠8ヶ月以上、出産後1ヶ月以内の女性
- ◆重度の身体障害の方

加入期間と毎月の掛金

保険期間10年で毎月の掛金は年齢に関係なく1口当たり月2,000円。

加入口数限度

被共済者お一人につき30口(更新時死亡保障3,000万円)までご加入できます。(被共済者が満15歳未満の場合は、他保険も通算して1,000万円以内のお申し込みとなります。)

加入申込みと診査

加入時の面接は商工会職員が行いますが、申込書の記入はそれぞれの欄をご加入者・被共済者ご本人がご記入ください。
※告知事項が事実と相違すると保険契約解除や保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
なお、加入口数と年齢、また疾病歴などにより医師の診査が必要となる場合があります。

解 約

解約金の支払は解約届受付日より異なりますが、毎月17日と27日にご加入者名義の指定口座へ振り込みます。(金融機関休業日は翌営業日)

更新加入

10年目の満期を迎えられた後、被共済者の健康状態に関係なく、満期時保険金額内であれば無告知で更新加入することができます。

積立金の中間払い・満期

加入期間は10年ですが、5年後に中間満期としてそれまでの積立てた貯蓄部分の額をお支払いします。残りの5年分は満期時に配当金を加算してお支払いします。

リビングニーズ特約

被共済者が余命6ヶ月以内と診断された場合、保険会社の定めるところにより、保険金の一部または全部を被共済者にお支払いします。(この特約には追加保険料はありません。)

高度障害給付金

被共済者が傷害・疾病により約款所定の身体障害の状態になられたとき、保険金と同額の保障が受けられます。

お得

前納報奨金

1年単位で掛金を前納した場合、お支払いの金額の2%をお返しします。(1ヶ月～11ヶ月単位の月分は切り捨てます。なお、前納報奨金対象期間の解約はできません。)

積立金及び利息

毎月の掛金から年1回保険料(別表参照)と経費(1,200円)が差引かれ残りが貯蓄積立金となり、2年目以降に金融機関の1年大口定期預金利率が適用されます。

貯蓄積立金一部払出制度

払出金の支払は届出書受付日より異なりますが、毎月17日と27日にご加入者名義の指定口座へ振り込みます。(金融機関休業日は翌営業日)

商工貯蓄共済

積立金表及び保険料表(1口・月掛2,000円当たり)一覧表

予想受取金額は年間掛金から、保険料・経費を差し引いた残額に年率0.1%の複利で計算した元利合計の金額です(H30.4.1現在)

共 通					男 性		女 性	
年齢	共済掛金		経費 (年額) (円)	死亡 共済金 (万円)	死亡共済金 部分の年払 保険料(円)	予想受取金額 5年目 中間払(円)	死亡共済金 部分の年払 保険料(円)	予想受取金額 5年目 中間払(円)
	月掛(円)	年掛(円)						
6	2,000	24,000	1,200	100	804	110,199	576	111,341
7	2,000	24,000	1,200	100	840	110,016	600	111,220
8	2,000	24,000	1,200	100	864	109,896	624	111,100
9	2,000	24,000	1,200	100	900	109,716	636	111,040
10	2,000	24,000	1,200	100	936	109,536	660	110,920
11	2,000	24,000	1,200	100	960	109,416	696	110,740
12	2,000	24,000	1,200	100	1,008	109,176	720	110,620
13	2,000	24,000	1,200	100	1,044	108,996	744	110,500
14	2,000	24,000	1,200	100	1,080	108,816	780	110,320
15	2,000	24,000	1,200	100	1,128	108,575	792	110,260
16	2,000	24,000	1,200	100	1,152	108,455	828	110,077
17	2,000	24,000	1,200	100	1,200	108,214	852	109,956
18	2,000	24,000	1,200	100	1,236	108,034	888	109,776
19	2,000	24,000	1,200	100	1,272	107,854	924	109,596
20	2,000	24,000	1,200	100	1,308	107,674	960	109,416
21	2,000	24,000	1,200	100	1,332	107,552	996	109,236
22	2,000	24,000	1,200	100	1,368	107,372	1,032	109,056
23	2,000	24,000	1,200	100	1,404	107,192	1,068	108,876
24	2,000	24,000	1,200	100	1,440	107,012	1,116	108,635
25	2,000	24,000	1,200	100	1,488	106,771	1,152	108,455
26	2,000	24,000	1,200	100	1,512	106,651	1,200	108,214
27	2,000	24,000	1,200	100	1,572	106,351	1,248	107,974
28	2,000	24,000	1,200	100	1,632	106,050	1,308	107,674
29	2,000	24,000	1,200	100	1,692	105,750	1,368	107,372
30	2,000	24,000	1,200	100	1,764	105,390	1,440	107,012
31	2,000	24,000	1,200	100	1,848	104,966	1,500	106,711
32	2,000	24,000	1,200	100	1,920	104,606	1,572	106,351
33	2,000	24,000	1,200	100	2,016	104,126	1,656	105,930
34	2,000	24,000	1,200	100	2,124	103,585	1,740	105,510
35	2,000	24,000	1,200	100	2,232	103,044	1,824	105,087
36	2,000	24,000	1,200	100	2,352	102,442	1,908	104,666
37	2,000	24,000	1,200	100	2,496	101,721	2,016	104,126
38	2,000	24,000	1,200	100	2,640	101,000	2,124	103,585
39	2,000	24,000	1,200	100	2,796	100,220	2,232	103,044
40	2,000	24,000	1,200	100	2,964	99,376	2,352	102,442
41	2,000	24,000	1,200	100	3,156	98,414	2,484	101,782
42	2,000	24,000	1,200	100	3,360	97,392	2,616	101,120
43	2,000	24,000	1,200	100	3,600	96,190	2,772	100,340
44	2,000	24,000	1,200	100	3,840	94,986	2,916	99,616
45	2,000	24,000	1,200	100	4,092	93,725	3,072	98,836
46	2,000	24,000	1,200	100	4,356	92,402	3,228	98,054
47	2,000	24,000	1,200	50	2,318	102,613	1,686	105,780
48	2,000	24,000	1,200	50	2,467	101,867	1,770	105,360
49	2,000	24,000	1,200	50	2,628	101,060	1,848	104,966
50	2,000	24,000	1,200	50	2,807	100,164	1,932	104,546
51	2,000	24,000	1,200	50	2,996	99,216	2,010	104,156
52	2,000	24,000	1,200	50	3,203	98,179	2,105	103,680
53	2,000	24,000	1,200	50	3,439	96,997	2,196	103,224
54	2,000	24,000	1,200	50	3,692	95,730	2,295	102,729
55	2,000	24,000	1,200	25	1,987	104,271	1,196	108,234
56	2,000	24,000	1,200	25	2,139	103,510	1,251	107,959
57	2,000	24,000	1,200	25	2,303	102,689	1,308	107,674
58	2,000	24,000	1,200	25	2,479	101,807	1,369	107,367
59	2,000	24,000	1,200	25	2,671	100,845	1,441	107,007
60	2,000	24,000	1,200	25	2,875	99,821	1,521	106,606
61	2,000	24,000	1,200	25	3,102	98,685	1,610	106,160
62	2,000	24,000	1,200	25	3,350	97,442	1,717	105,625
63	2,000	24,000	1,200	25	3,626	96,060	1,840	105,006
64	2,000	24,000	1,200	25	3,936	94,506	1,984	104,286
65	2,000	24,000	1,200	25	4,287	92,749	2,157	103,419

<注意> ①積立金は定期預金扱いとなり、1年定期の複利がつきます。ただし、1年未満の端数月には利息がつきません。

②預金金利が改定された場合には、新金利を基準といたします。

③掛金の遅れ等があった場合には、積立金が若干異なることがあります。

④満期には加入者配当金を別に支払います。(10年満期時)

<備考> 平成30年4月1日募集(保険契約始期5月1日始期)より適用しておりますが、制度の改善等で変更になる場合があります。

貯蓄積立金一部払出制度

共済契約を維持したままで加入者が必要な時に貯蓄積立金の一部を引き出すことができます。

- 加入後及び中間満期後1年以上掛金を払い込み尚かつ遅滞のない者で本制度利用後も共済契約を継続していくことが確実な方
- 中間満期までの5年間・更新満期までの5年間でそれぞれ2回まで利用することができます。
- 引き出す金額は1万円単位となります。
- 次年分の保険料・経費は引き出すことができません。
- 利用した年分は利息が付与されません。

掛金と税法上の取扱い

税金の特典 〈掛金の経理処理〉
1. 個人事業主が掛け金を支払う場合

加入形態			掛金等の経理処理				保険金受取時の会社の経理
加入者	被保険者	保険金受取人	保険料	経費(手数料)	受取人利息	貯蓄積立金	
個人事業主	事業主	事業主の家族	－	－	雑収入	保険積立金 (資産計上)	－
		事業主	－	－			－
	専従者	専従者の家族	－	－			－
		事業主	福利厚生費	雑 費			受取時・・・雑収入(事業所得) 支給時・・・死亡退職金または 死亡弔慰金(費用)
	従業員	従業員	給 与				－
		従業員の家族					

2. 法人事業主が掛け金を支払う場合

加入形態			掛金等の経理処理				保険金受取時の会社の経理
加入者	被保険者	保険金受取人	保険料	経費(手数料)	受取人利息	貯蓄積立金	
法人企業	役 員 従業員	会 社	福利厚生費	雑 費	雑収入	保険積立金 (資産計上)	受取時・・・雑収入(益金) 支給時・・・死亡退職金または 死亡弔慰金(損金)
	従業員	従業員の家族	給 与				－
	役 員	役員の家族	役員報酬				－

融資のあっせん

加入者が必要な時に融資を受けることができます。

- 加入後1年以上遅滞なく掛金を払い込み、本制度利用後も共済契約を継続していくことが確実な方
- 融資を受けるにあたっては資金使途・融資希望額等により条件変動する為、金利等の詳細については随時お問い合わせください。
- 融資申込から融資実行まで金融機関の審査がある為1箇月ほど掛かります。
- 連帯保証人
※積立金の範囲を超える融資額の場合は、第三者による連帯保証人1名を付すものとします。
※生活資金に係る連帯保証人は、事業主及び家族の者とします。
※商工会職員に対する連帯保証人は、融資額が50万円以内は家族の者でも可とし、融資額が50万円を超える場合は、家族の者のほかに第三者との2名とします。